

坂井市空き家情報バンク実施要綱

令和6年4月1日
坂井市告示第263号

(趣旨)

第1条 この告示は、坂井市内における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家の発生を未然に防止するため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 主に居住を目的として建築された住宅（併用住宅を含む。）のうち、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する一戸建て住宅をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売買又は賃貸を希望する所有者等から登録申請を受けた情報を公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (4) 媒介業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に掲げる者で、かつ、所有者等と媒介契約を締結している者をいう。ただし、空き家情報バンクに空き家に関する情報を登録しその情報を公開することについて、所有者等から同意を得ている者に限る。
- (5) 成約 空き家の売買又は賃貸の契約が成立したことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申請等)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等又は所有者等の代理である媒介業者は、空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）に空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 所有者等の代理で媒介業者が登録の申請をするときは、空き家情報バンクの代理登録申請書（様式第1号別紙）を併せて提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による登録の申請を受けたときは、その内容等を確認し適当と認めた空き家について、空き家情報バンクに登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(物件の不登録)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、登録物件とすることが適当でないとき認めるときは、登録を行わないことを決定し、その理由を付記し、空き家情報バンク物件不登録通知書（様式第4号）により、物件登録希望者に通知するものとする。

（空き家に係る登録事項の変更）

第6条 登録完了書の通知を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク登録変更申請書（様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 所有者等の代理で媒介業者が変更の申請をするときは、空き家情報バンクの代理登録変更申請書（様式第5号別紙）を併せて提出するものとする。

（空き家情報バンクの登録の取消し）

第7条 登録者は、当該空き家が成約したとき又はそれ以外の事由により空き家情報バンクの登録を取消ししたいときは、空き家情報バンク取消申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 所有者等の代理で媒介業者が取消しの申請をするときは、空き家情報バンクの代理登録取消申請書（様式第6号別紙）を併せて提出するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの登録を取消するものとする。

（1）前項に規定する申請があったとき。

（2）登録の内容に虚偽があったとき。

（3）登録から2年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申請を行った場合はこの限りでない。

（4）その他登録することが適当でないとき市長が認めるとき。

4 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、空き家情報バンク取消通知書（様式第7号）により当該登録者に通知する。

（情報提供等）

第8条 市長は、空き家情報バンクに登録した情報をホームページ等への掲載を行うとともに、利用希望者に対し情報提供をするものとする。

2 市長は、所有者等、媒介業者及び利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 交渉、媒介契約等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、所有者等、媒介業者及び利用希望者において解決しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第9条 市長は、この告示に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。